

金沢市浸水防止設備等設置費補助金交付要綱

(平成22年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害を軽減するため、住宅、店舗、事務所等（これらに附属する駐車場を含む。以下「建物等」という。）に防水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「防水板設置等」という。）を行おうとする者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防水板 建物等の出入口等に設置し、取り外し又は移動が可能なもので、金属板等浸水に耐える材質によるものをいう。

(2) 関連工事 防水効果を高めるために行う工事で、次のものをいう。

ア 内外壁の防水工事

イ 土留め及び土間コンクリート打設工事

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次条に定める補助対象区域内において建物等を所有し、又は使用している者のうち当該建物等の敷地内に防水板設置等を行う者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、次のとおりとする。

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第4項の規定に基づき作成された金沢市洪水避難地図において、浸水のおそれがあるとされる区域

(2) その他市長が適当であると認める区域

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、防水板設置等に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、1の建物等につき100万円を限度とする。

2 前項の場合において、当該補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1の建物等につき1回を限度とする。

(適用除外)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 建物等の売買を業とする者が、販売を目的として所有している建物等に防水板設置等を行うとき。

(2) その他市長が補助の交付対象として不適当であると認めたとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。